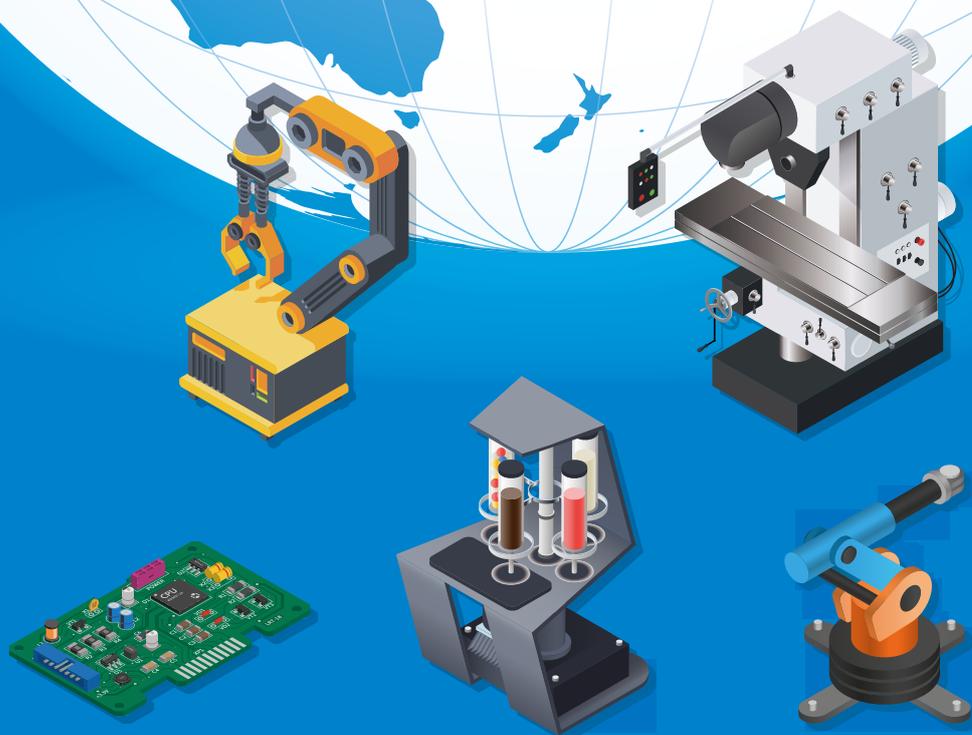


「安全保障貿易管理」 早わかりガイド

～経済安全保障時代の輸出管理に取り組むには～



JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

はじめに：安全保障貿易管理（輸出管理）を正しく理解し 法令違反回避を



サプライチェーンの途絶リスク増大や米中対立など、国際環境の変化に伴い、近年、主要国が「経済安全保障」推進のための制度の整備を急いでいる状況にあり、安全保障貿易管理の重要性も高まっています。

輸出を行う企業は、大企業だけでなく、中小企業も含め、法令を遵守し適切に輸出管理を行う必要があります（輸出管理には、海外への貨物の輸出に加え、技術の提供、つまり海外への投資、海外機関との共同研究なども含まれます）。また、米国の輸出管理制度（EAR）など他国の制度の中には、日本国内でビジネスを行う日本企業にも適用されるものが含まれます。

しかし、多くの中小企業においては、関連知識や経営資源の限界などにより、輸出管理に関する社内体制の整備が進んでいません。安全保障貿易管理制度の詳細を把握することは容易ではありませんが、まずは制度のポイントを理解し、限られた資源の中でも輸出管理に取り組み始めることが重要となります。

そこでこのたび、日本の輸出管理とともに、米国EARのポイントも合わせて概観できる、中小企業向けの支援ツールとして、本ガイドを作成しました（中国の輸出管理規制などについても最後に紹介しています）。輸出管理を適切に実施することにより、法令違反を未然に防ぐだけでなく、懸念される取引に巻き込まれるリスクも低減します。中小企業をはじめ多くの皆さまにお役立ていただける内容となっておりますので、ぜひご活用ください！

※輸出管理を含む安全保障貿易管理に関するご質問がございましたら、巻末記載の窓口にお気軽にお問い合わせください。



目次

輸出管理とは	4
輸出管理の対象	4
日本企業が特に気を付けるべき法令	4
輸出管理の基本的な考え方（全体的な判断フロー）	5
輸出管理（外為法）判断フロー	6
「貨物の輸出」or「技術の提供」に該当するか	7
居住者／非居住者とは	8
貨物・技術のリスト規制に該当するか（該非判定）	9
許可を要しない特例が適用されるか	10
「包括許可」が適用されるか	11
キャッチオール規制の懸念があるか	12
輸出許可申請	15
外為法違反に対する刑事罰・行政制裁	15
輸出者等遵守基準	16
米国輸出管理規則（EAR）とは	17
輸出管理（米国EAR）判断フロー	17
「EAR対象品目」を日本から外国へ再輸出する場合に該当するか	18
当該品目に「規制品目項番（ECCN番号）」はあるか	19
商務省規制リスト（CCL）で「カントリーチャート」を確認	19
「許可例外」が適用できるか	20
禁輸国、エンドユース・エンドユーザー規制等の適用はないか	20
輸出許可申請	21
EAR違反に対する刑事罰・行政制裁	21
コラム：中国の関連法制にも注意	22
コラム：輸出管理と経済安全保障	22
参考（お問い合わせ先など）	23

そもそも輸出管理とは？



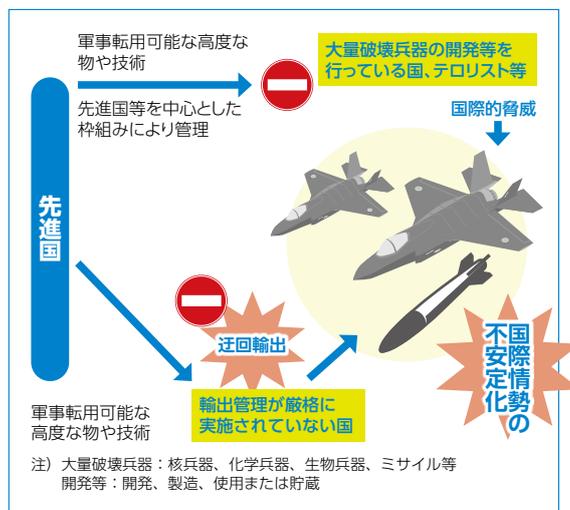
日本企業が海外に輸出する貨物や海外に提供する技術の中には、兵器の開発・製造等軍事目的に転用可能な品目（デュアルユース品目）が含まれます。これらが大量破壊兵器または通常兵器の開発等を行っている国家やテロリストに渡った場合、国際的な平和が脅かされる可能性があります。

そこで、日本や米国等の主要国では、国際的な枠組み^{※1}に基づいて輸出管理に関する国内法令を整備し、**武器や一定のデュアルユース品目の輸出等を当局の事前許可制**としています。

輸出管理に関する法令に違反した場合、刑事罰や行政制裁に加えて、企業のレピュテーションにも大きなダメージが生じます。

企業においては、**法令に従って適切に輸出管理を実施することが不可欠**です。

※1 通常、原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリアグループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナーアレンジメント (WA) の4つを指します。日本はこれら全てに参加しています。



輸出管理の対象は？

貨物の輸出に加えて、貨物の設計、製造または使用にかかわる**技術（ソフトウェアを含む）の提供**も規制対象となります。

貨物の輸出



技術の提供（ソフトウェアを含む）

日本企業が特に気を付けるべき法令は？

日本の外為法^{※2}

日本では、**外為法**とその下位規範（政省令等）に基づいて輸出管理が実施されています。企業にとって、自国の法令である**外為法の遵守**は必須です。

※2 外国為替及び外国貿易法

米国EAR^{※3}

米国輸出管理規則（EAR）では、米国原産品等一定の品目について、米国からの輸出だけでなく、**日本を含む第三国からの輸出（再輸出）も輸出管理の対象**とされています。対象品目を取り扱う企業は、**外為法に加えてEARも遵守する必要**があります。

※3 デュアルユース品目の輸出管理を定めた法令です。米国では、武器品目については別の法令の下で管理が行われていますが、本ガイドでは、日本企業への影響が大きいEARのみについて解説します。

P.6~

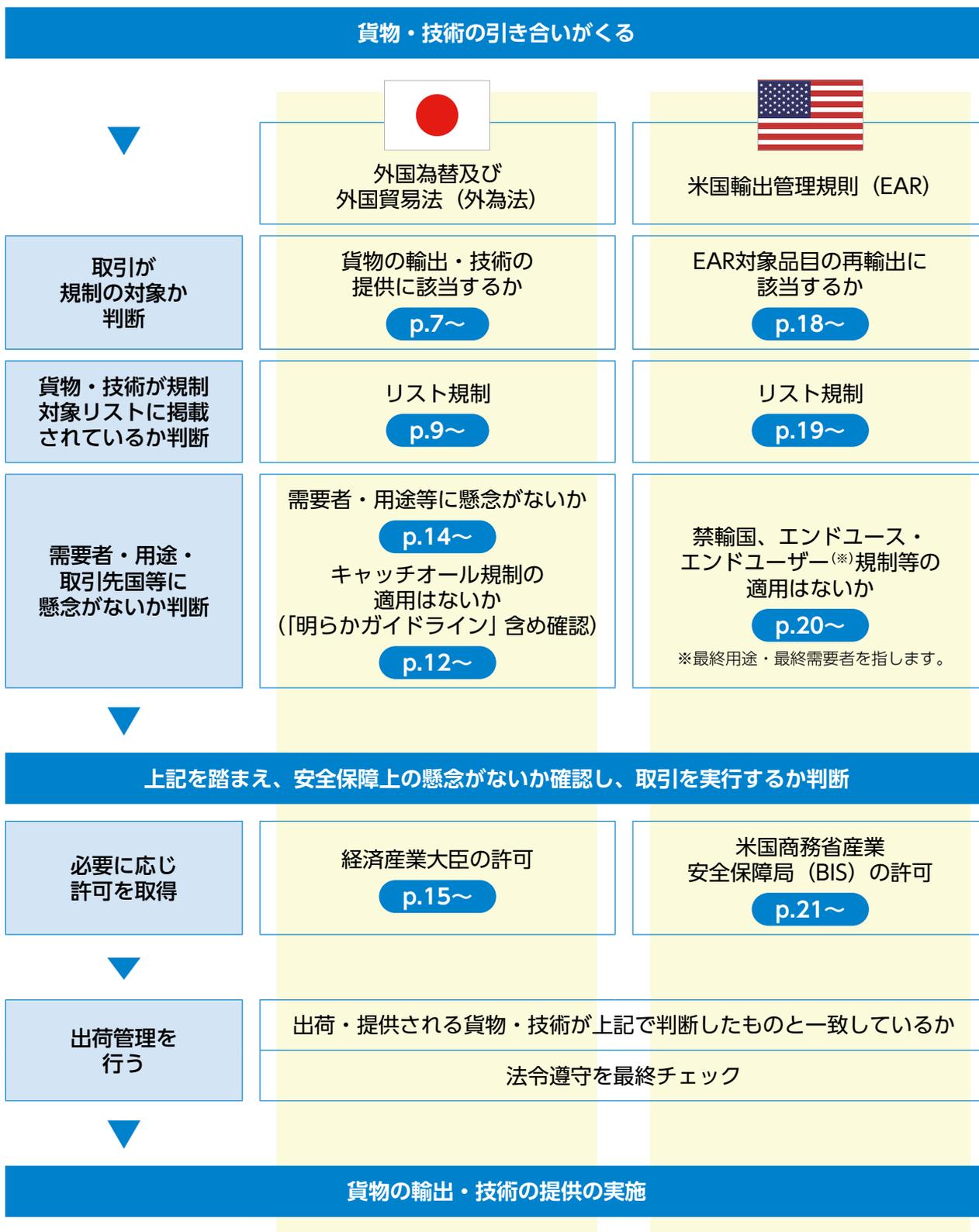


P.17~



輸出管理（外為法・米国EAR）の基本的な考え方（全体的な判断フロー）

日本の外為法と米国EARで規制の具体的な内容は異なりますが、大きな考え方は共通しています（本ガイドは、日本の外為法および米国EARに基づく輸出管理を対象としています）。



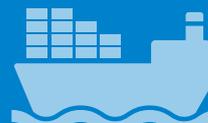
そもそも輸出管理とは？

必読



一定の貨物の輸出や技術の提供には、経済産業大臣の事前許可が必要です

一定の貨物の輸出や技術の提供には、
経済産業大臣の事前許可が必要です



輸出管理のフロー（外為法）



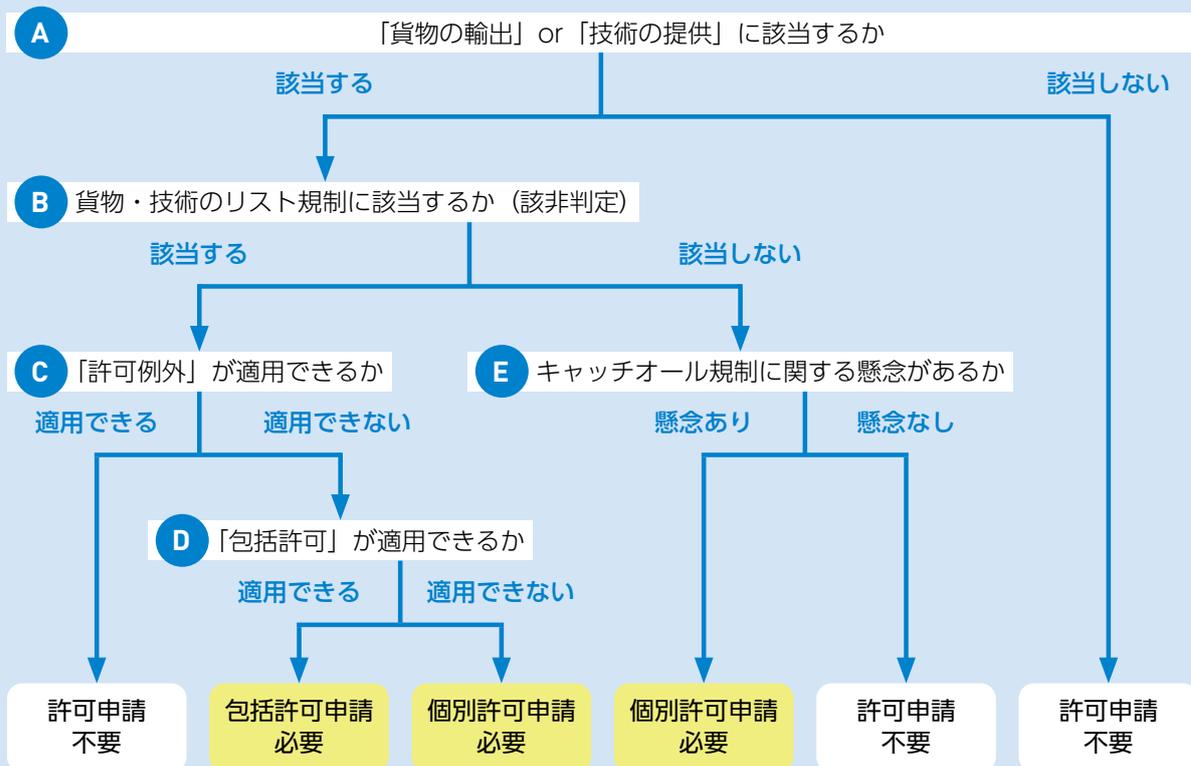
どのような場合に許可が必要になるのか？

外為法に基づく規制により、①外国への特定の貨物の輸出および②外国に向けた、または非居住者への特定の技術の提供を行うには、経済産業大臣の事前許可が必要です^(※)。

事前許可の要否は、以下のフローで判断することができます。

※これらのほか、武器の取引など一定の種類について、貨物の移動を伴う外国相互間の売買、貸借、贈与を行うときに経済産業大臣の許可が必要になる場合があります（仲介貿易規制）。本ガイドでは説明を省略します。

【輸出管理（外為法）判断フロー】



A 「貨物の輸出」or「技術の提供」に該当するか

貨物の輸出

特定の種類の貨物を輸出しようとする場合に経済産業大臣の許可が必要です(外為法48条1項)。

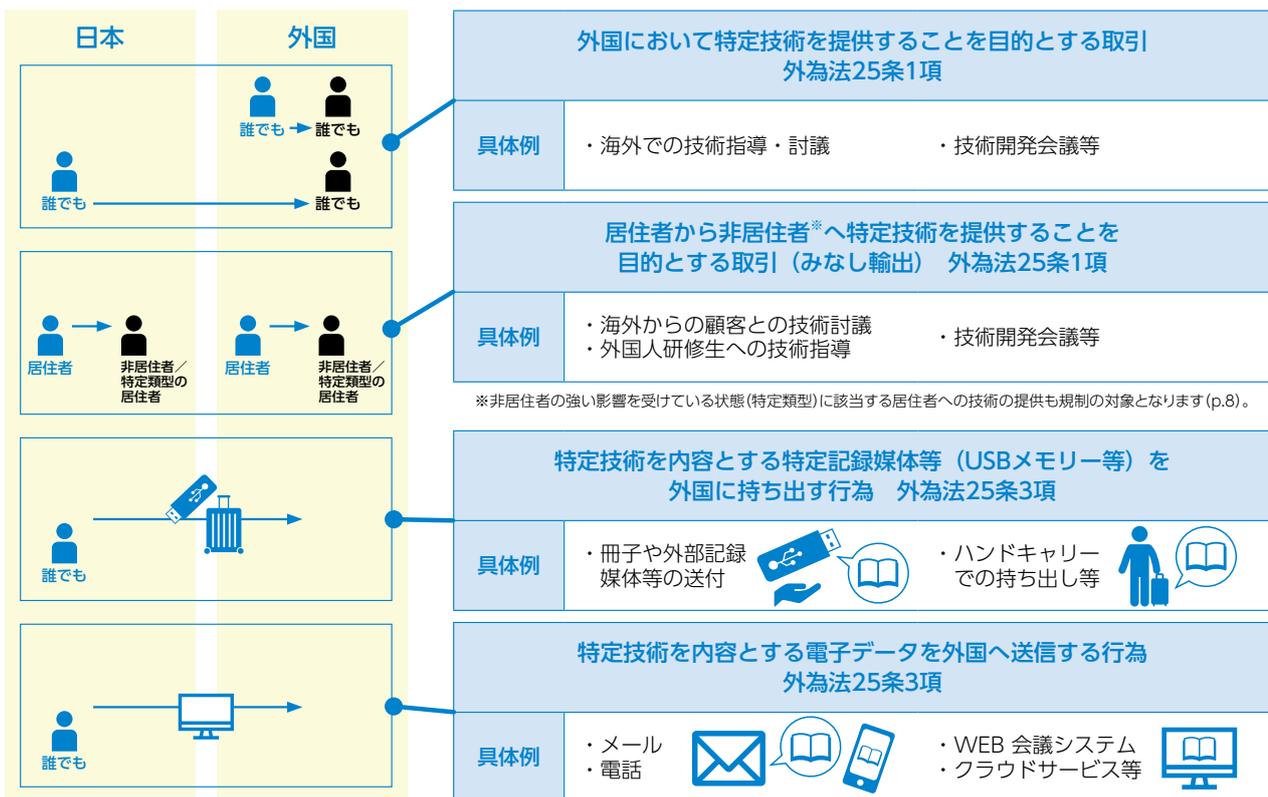
貨物の輸出とは？	・ 貨物を日本から外国に向けて送付すること	
貨物の輸出をしようとする者とは？	・ 居住者であるか非居住者であるかを問いません。 (▶居住者/非居住者とは？ p.8参照) ・ 貨物の所有者である必要はありません。 ・ 自己の判断において輸出しようとする者である必要があります。	
具体例	・ 製品の輸出 ・ 無償サンプルの輸出 ・ 出張者によるハンドキャリー	・ 海外展示への一時的持ち出し ・ 外国からの輸出貨物の返品 等

技術の提供

特定技術を外国で提供する目的の取引、非居住者に提供する目的の取引、特定記録媒体等の輸出、特定情報の送信に経済産業大臣の許可が必要です(25条1項または3項)。

技術とは？	・ 貨物の設計、製造または使用に必要な特定の情報をいい、技術データまたは技術支援の形態により提供されるもの(役務通達)
技術の提供とは？	・ 他者が利用できる状態に置くこと ・ 取引は、有償無償を問いません。

以下の取引・行為が「技術の提供」に該当します



居住者／非居住者とは？（根拠規定：外国為替法令の解釈及び運用について）

	居住者		非居住者	
	定義	例	定義	例
日本人	<ul style="list-style-type: none"> 日本に居住する者 日本の在外公館に勤務する者 	 日本人 日本	<ul style="list-style-type: none"> ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に2年以上滞在する者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者 	 日本人 海外駐在中の一時帰国者
外国人	<ul style="list-style-type: none"> 日本にある事務所に勤務する者 日本に入国後6月以上経過している者 	 外国人 日本支社に勤務	<ul style="list-style-type: none"> 外国に居住する者 外国政府または国際機関の公務を帯びる者 外交官または領事館およびこれらの随員または使用人（ただし、外国において任命または雇用された者に限る） 	 外国人 外国
法人等	<ul style="list-style-type: none"> 日本にある日本法人等 外国の法人等の日本にある支店、出張所、その他の事務所 日本の在外公館 	 外国法人 日本支店	<ul style="list-style-type: none"> 外国にある外国法人等 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 日本にある外国政府の公館および国際機関 	 日本法人 海外支店

※特定類型に該当する居住者（自然人）に対する技術提供は許可が必要となります。

特定類型①	雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者	<ul style="list-style-type: none"> 例①：グループ会社以外の外国企業（×外資系の日本企業）と兼業をしている日本の企業の従業員 例②：グループ会社以外の外国企業（×外資系の日本企業）の取締役・監査役に就任している日本の企業の取締役・監査役
特定類型②	経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者	<ul style="list-style-type: none"> 例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生 例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者
特定類型③	国内において外国政府等の指示の下で行動する者	<ul style="list-style-type: none"> 例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

※各特定類型の正確な定義については、役務通達1(3)サを確認してください。



B 貨物・技術のリスト規制に該当するか(該非判定)

リスト
規制

輸出貿易管理令別表第一の1の項～15の項に、兵器等の開発等への転用可能性の高い性能の貨物・技術がリスト化されています。輸出管理に際しては、輸出等を行おうとする貨物・技術が、このリストに載っているかをまず確認する必要があります。この確認を「該非(がいひ)判定」ないし「該非確認」といいます。

	リスト品目概要	一例*
武器	<ul style="list-style-type: none"> 武器 輸出貿易管理令(輸出令)別表第一(貨物)・外国為替令(外為令)別表(技術)の1の項	<ul style="list-style-type: none"> 火薬類(1の項(3))*
大量破壊兵器等関連	以下に関連するデュアルユース品目 <ul style="list-style-type: none"> 原子力 化学兵器 生物兵器 ミサイル 輸出令別表第一・外為令別表の2～4の項	<ul style="list-style-type: none"> 高速度の撮影が可能なカメラまたはその部品(2の項(39))*
通常兵器関連	<ul style="list-style-type: none"> 先端素材 材料加工 エレクトロニクス 電子計算機 通信 センサー 航法装置 海洋関連 推進装置 その他 機微品目 輸出令別表第一・外為令別表の5～15の項	<ul style="list-style-type: none"> コンピューター(8の項)* 集積回路(7の項(1))* 電子式のカメラ等(10の項(4))*

※ただし、リスト規制の対象は、貨物等省令に規定される一定スペック以上のものに限られます。

該非判定に際しては、関連法令を正確に確認し判断する必要があります。

経済産業省のウェブサイトにて、上記項番号ごとに分けて、規制対象品目の詳細スペックを定める政令・省令・通達等の規定を一覧にしたマトリクス表が公開されており、該非判定に活用できます。



一定の貨物の輸出や技術の提供には、経済産業大臣の事前許可が必要です

C 許可を要しない特例が適用されるか

B の該非判定の結果、客観的にリスト規制に該当する場合であっても、許可を要しない特例が適用できる場合には、**許可申請が不要**となります。

主な許可を要しない特例

	名称	概要	根拠規定
貨物の輸出	少額特例*	下記参照	輸出令4条1項4号 運用通達4-1-4
	無償特例	無償で輸出/輸入すべきものとして無償で輸入/輸出した貨物であって、告示および運用通達で定めるもの	輸出令4条1項2号ホ・ヘ 無償告示、運用通達4-1-2(5)
	部分品特例	輸出貨物のごく一部として規制対象貨物が組み込まれている場合	運用通達1-1(7)イ
技術の提供	公知の技術	既に不特定多数者に公開されている技術を提供する取引等	外為令17条5項 貿易外省令9条2項9号
	基礎科学分野の研究活動	基礎科学分野の研究活動で技術を提供する取引	同10号
	工業所有権の出願または登録	工業所有権の出願/登録に必要最小限の技術を提供する取引	同11号
	貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術	当該貨物の操作・修理等に必要最小限の技術を貨物の輸出に付随して提供する取引	同12号
	プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術	プログラムのインストール・修理等に必要最小限の技術をプログラムの提供に付随して提供する取引	同13号
	市販プログラムの提供	設計、製造または使用に係る市販のプログラムに関する取引	同14号イ

※少額特例

- ・少額特例とは、一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類ごとに定められた一定の価格以下のものについて、リスト規制に該当する場合であっても、許可を不要とする制度です。
- ・貨物の区分と少額特例適用可否および適用基準額については以下のとおりです。

No	貨物区分（輸出令別表第一の項目）	少額特例適用可否・適用額
①	1～4の項の貨物	適用されない
②	5～13の項の貨物のうち③以外	100万円以下
③	別表第三の三に掲げる貨物（告示貨物） ※平成13年経済産業省告示第758号で指定	5万円以下
④	14の項の貨物	適用されない
⑤	15の項の貨物	5万円以下
⑥	16の項の貨物	適用されない

※適用基準額は、契約の総額で、船積み回数にかかわらず、リスト規制の該当番号の括弧ごとの総額に基づいて判断されます。
 ※イラン、イラク、北朝鮮が仕向地の場合、適用されません。
 ※大量破壊兵器等の開発等に用いられる場合には、当該特例は適用できません。

特例には条件があります。個別の輸出等が特例の適用対象となるかは、表の「**根拠規定**」記載の政省令・告示・通達等の原文を必ず確認しましょう。

一定の貨物の輸出や技術の提供には、経済産業大臣の事前許可が必要です

D 「包括許可」が適用されるか

- ・リスト規制により経済産業大臣の許可が必要となる場合、一定の範囲の取引について、一括して許可を行う制度として、**包括許可制度**があります。なお、キャッチオール規制には適用できません。
- ・この制度を適用できる場合には、許可の有効期限（最大3年）以内であれば、個別の許可申請は不要となります。
- ・包括許可制度を適用するには、輸出管理内部規程（CP）の届出等、一定の要件を充足する必要があります。
- ・包括許可の種類は以下のとおりです（包括許可取扱要領）。

包括許可の種類	概要
一般包括許可	貨物・技術機微度が比較的低い品目について、 輸出令別表第三の国（旧ホワイト国） 向けを限定に一定の仕向地・品目の組み合わせの輸出等を包括的に許可する制度。
特別一般包括許可	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、 輸出令別表第三の国以外（非ホワイト国） 向けを含んだ一定の仕向地・品目の組み合わせの輸出等を包括的に許可する制度。
特定包括許可	継続的な取引関係がある同一の相手方に対する輸出等を包括的に許可する制度。
特別返品等包括許可	日本において使用するために輸入された輸出令別表第一・1の項に該当する物（武器）またはその物に内蔵された外為令別表の1項に該当する技術（プログラム）であって、不具合による返品、修理または異品のためのみに輸出する物や技術について一括して許可する制度。
特定子会社包括許可	日本企業の子会社向け（50%超資本）に対する一定の品目の輸出等について、包括的に許可する制度。

- ・包括許可の適用の可否は、貨物・技術の該当項番号および仕向地の組み合わせごとに定められており、経済産業省がウェブサイトにおいて公表するマトリクス表（別表A：貨物／別表B：技術）を活用することができます。



E キャッチオール規制の懸念があるか

・ **B** のリスト規制品目に該当しない貨物・技術であっても、兵器開発等に利用されないとは言い切れません。リスト規制品目以外が兵器開発等に利用されること等を防止するため、キャッチオール規制が規定されています。

▶ **キャッチオール規制**とは、リスト規制品以外で、用途が兵器等の開発等に使用されるおそれがある場合や、需要者が懸念国や兵器等を開発等している場合等の要件を満たす場合に、一定地域への輸出等の際し、経済産業大臣の事前許可を必要とするものです（輸出令別表第一の16の項、外為令別表の16の項）。

・ キャッチオール規制には、大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオールの2種類があり、それぞれで規制要件と対象地域が異なります。

大量破壊兵器キャッチオール規制

輸出先の地域	キャッチオール規制の適用有無
グループA国（輸出令別表第三に掲げる地域）※	大量破壊兵器キャッチオール規制の適用なし
一般の国	下記の「用途要件」、「需要者要件」または「インフォーム要件」のいずれかの要件を満たす場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の適用あり
国連武器禁輸国	下記の「用途要件」、「需要者要件」または「インフォーム要件」のいずれかの要件を満たす場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の適用あり

※グループA国とは、輸出管理を厳格に実施している、輸出令別表第三に記載の欧米諸国等27カ国を指します（2023年12月現在）。

用途要件	<input checked="" type="checkbox"/> 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 <input checked="" type="checkbox"/> 「おそれ省令」の別表行為のために用いられる場合
需要者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 需要者が大量破壊兵器等の開発等を行っている、または行っていた場合 <input checked="" type="checkbox"/> 経済産業省作成の外国ユーザーリストに掲載されている場合
	例外 「明らかガイドライン」(※) に該当する場合を除く
インフォーム要件	<input checked="" type="checkbox"/> 経済産業大臣から輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

※明らかガイドライン

- ・貨物が一定の大量破壊兵器開発等の行為以外に用いられることが「明らかなき」には、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件は満たしません（「おそれ省令」2号および3号のかつこ書）。
- ・上記「明らかなき」に該当するかを判断する際には、「輸出者等が『明らかなき』を判断するためのガイドライン」（明らかガイドライン）に基づき審査することが推奨されています。
- ・明らかガイドラインの概要は以下のとおりです。なお、貨物・技術や取引の性質上該当しない項目については確認不要です。

確認項目	確認内容の概要
貨物等の用途・仕様	<ul style="list-style-type: none"> ①当該貨物等の用途に関する明確な説明がある ②合理的な需要理由がある
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①設置場所・使用場所が明確である ②設置場所・使用場所が軍事施設等の高度機密区域である場合、用途に関する疑わしい情報がない ③輸送・設置の過剰な安全装置・処置の要求がない
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	<ul style="list-style-type: none"> ①使用される設備・同時に扱う原材料の説明がある ②使用される設備・同時に扱う原材料の組み合わせが用途に照らして合理的・整合的である ③異常量のスペアパーツ等の要求がされていない ④通常必要とされる関連装置の要求がある
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	<ul style="list-style-type: none"> ①輸送時の表示・船積みについての特別要請がない ②製品・仕向地に照らして輸送ルートが異常でない ③梱包・梱包表示に異常がない
貨物等の支払対価等・保証等の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①支払対価・条件・方法について異常に好意的な提示がされていない ②通常要求される程度の性能保証の要求がある
据付等の辞退や秘密保持等の態様	<ul style="list-style-type: none"> ①通常予想される据付・指導等の専門家派遣要請がある ②最終仕向地・製品等について過度の秘密保持が求められていない
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・外国ユーザーリストに掲載されている企業等に向けた取引については、輸出する貨物等の懸念用途の種別が、同リスト上の懸念用途の種別と一致しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取引上の不審点がない（取引慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問への明確な説明があるか）

通常兵器キャッチオール規制

輸出先の地域	キャッチオール規制の適用有無
グループA国（輸出令別表第三に掲げる地域）	通常兵器キャッチオール規制の適用なし
一般の国	下記の「インフォーム要件」を満たす場合、通常兵器キャッチオール規制の適用あり
国連武器禁輸国	下記の「用途要件」または「インフォーム要件」を満たす場合、通常兵器キャッチオール規制の適用あり

用途要件	・通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合
インフォーム要件	・経済産業大臣から輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

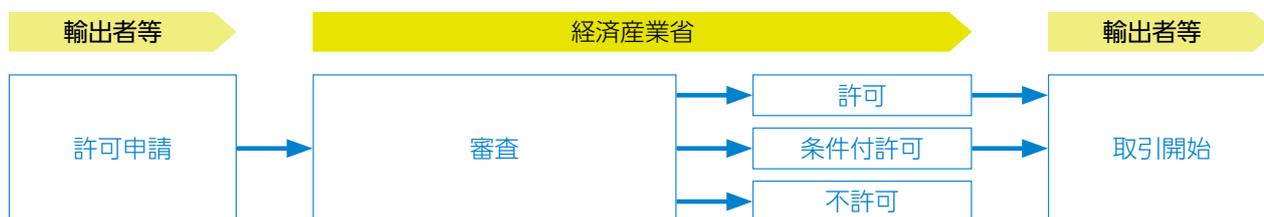
- ・キャッチオール規制は、リスト規制品目以外が兵器開発等に利用されること等を防ぐための規制であるため、**リスト規制に該当し個別許可を取得する場合には、キャッチオール規制の適否を判断する必要はありません**（リスト規制に該当する場合は、キャッチオール規制には該当しません）。
 - ▶ リスト規制に該当する場合、（許可例外にあたらぬ限り）経済産業大臣の事前許可が必要となります。
- ・もっとも、リスト規制に該当するか否かにかかわらず、輸出・提供する貨物や技術の**用途**を確認し、**需要者等**が懸念のある企業等ではないかを確認し、軍事用途に用いられるおそれがないかを審査する**「取引審査」は常に必要です**。
 - ▶ p.16のとおり、輸出者等は「輸出者等遵守基準」にしたがって輸出等を行う必要がありますが、その基準の一つとして、取引審査（用途確認・需要者等確認）を行う義務があることが定められているからです。
- ・リスト規制にもキャッチオール規制にも該当しない場合、輸出等に際し、経済産業大臣の許可は不要です。

輸出許可申請

- ・貨物の輸出・技術の提供について、個別許可が必要となった場合には、個別許可申請をすることとなります（包括許可についてはp.11参照）。

許可申請方法

- ・リスト規制の提出書類と申請窓口は、リスト規制該当項番号と仕向地によって異なります。経済産業省ウェブサイト上の一覧表（貨物/技術）で確認します（キャッチオール規制の申請窓口は、経済産業省本省）
- ・2022年7月より電子申請のみとなっています（電子申請については経済産業省ウェブサイト参照）。



外為法違反に対する刑事罰・行政制裁

- ・外為法上の規定に違反した場合には、以下のような刑事罰・行政制裁の対象になり得ます。違反行為者が罰せられるほか、一部の違反事項については、法人の代表者や従業員が違反した場合、かかる法人にも罰金刑が科されます。

	罰則の内容	法令の違反事項	外為法根拠規定
刑事罰	10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金（または価格の5倍以下）併科あり	・無許可：大量破壊兵器関連の貨物の輸出、役務提供、仲介貿易 —法人は10億円	69条の6・2項 —72条1項1号
	7年+2,000万円（5倍）	・無許可：規制対象の貨物、役務、仲介貿易 —法人は7億円	69条の6・1項 —72条1項2号
	5年+1,000万円（5倍）	・許可を受ける義務・承認を受ける義務に関する違反 —法人は5億円	69条の7 —72条1項3号
	3年+100万円（3倍）	・特定記録媒体、外国へ技術送信の違反 ・行政制裁に違反 ・不正に許可証を入手	70条1項16号、19号、20号、31号、32号、33号、34号、35号、36号
	6カ月又は50万円	・遵守基準に関する勧告・命令に違反 ・立入検査に関する違反	71条10号、11号、12号
	10万円以下	・許可条件（67条1項）への違反	73条2号
行政制裁	3年以内の営業停止	・無許可で貨物を輸出した者または役務を提供した者	25条の2、53条 （北朝鮮向けの違反は3年）
	1年以内の営業停止	・貨物の輸出に関して命令・処分違反した者 ・役務提供の許可を受ける義務を課せられたのに違反した者	

必読

輸出等を業として行う者は、 輸出者等遵守基準を遵守しなければなりません



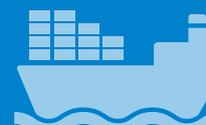
- ☑ 輸出者等は、「輸出者等遵守基準」にしたがい、輸出等を行わなければなりません（外為法55条の10・4項）。
- ☑ 「輸出者等遵守基準」は輸出者等遵守基準を定める省令により定められており、基準の概要は以下のとおりです。
- ☑ 企業においては、輸出者等遵守基準にしたがい、各社に応じたガバナンス体制を構築する必要があります。

輸出者等遵守基準

<p>全ての輸出者等が遵守すべき基準 (省令1条1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①該非確認責任者の選任 ②最新法令等の周知および指導
<p>リスト規制対象品目を扱っている 輸出者等が遵守すべき基準 (省令1条2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①統括責任者の選任 ②輸出管理体制の整備 ③該非確認の手続きの制定 ④用途確認・需要者等確認 ⑤出荷確認 ⑥監査 ⑦研修 ⑧子会社への指導 ⑨文書保存 ⑩法令違反時の報告・再発防止策

輸出等を業として行う者は、輸出者等遵守基準を遵守しなければなりません

日本からEAR対象品目を(再)輸出する場合、 米国当局の事前許可が必要になることがあります



日本からEAR対象品目を(再)輸出する場合、米国当局の事前許可が必要になることがあります

米国輸出管理規則 (EAR) とは?

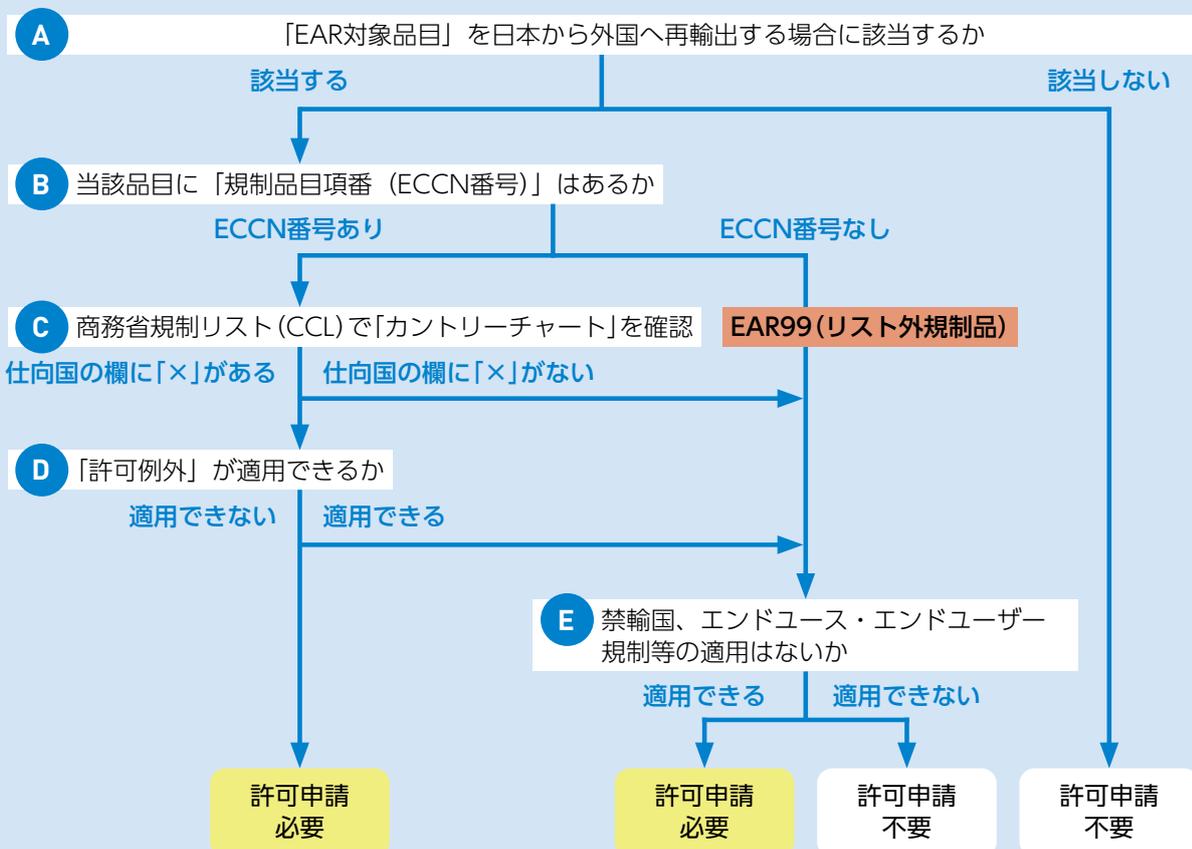
米国輸出管理規則 (EAR) は、一定の品目について、米国から外国への輸出だけでなく、日本等第三国から外国への再輸出 (Reexport) も規制しています。これを域外適用といいます。特に、軍事転用が可能な民生品に関し、米国原産品、組込品等の再輸出が広く規制されています。規定対象品目を日本から再輸出する場合、外為法に加えて、EARに基づき、**米国商務省産業安全保障局 (BIS)** への輸出許可 (ライセンス) 申請が必要となります。

どのような場合に許可が必要になるのか?

以下の取引・行為はEAR規制対象に該当する可能性があります

- 米国から製品を仕入れて日本の倉庫で保管した後、第三国へ向けて出荷した。
- 米国製の部品やソフトウェアを組み込んだ製品を製造し、第三国へ向けて出荷した。

【輸出管理 (米国EAR) 判断フロー】





日本からEAR対象品目を(再)輸出する場合、米国当局の事前許可が必要になることがあります

A

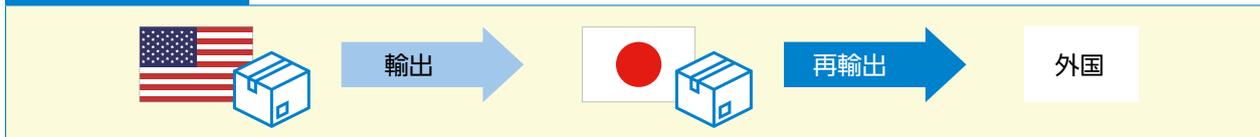
「EAR対象品目」を日本から外国へ再輸出する場合に該当するか

再輸出

EARの下では、EAR対象品目を日本から外国に輸出する行為は「再輸出」として規制対象とされています。

再輸出 (REEXPORT)

- (i) 米国外にあるEAR対象貨物の外国への送付または移動
- (ii) 米国外にあるEAR対象技術またはソフトウェアの外国への開示
- (iii) みなし再輸出 (Deemed Reexport)



みなし再輸出 (Deemed Reexport) とはなにか？

- 日本にあるEAR対象技術またはソースコードを、**日本国内**において、①**外国籍 (日本国籍以外) を有し**、かつ、②**日本の永住権を保有しない者へ開示 (Release)** することは、当該外国籍者の国籍国への再輸出とみなされます。
- 開示には、文書による開示のみならず、口頭や目視確認による開示も含まれます。

EAR 対象品目

EAR対象品目のうち、下記に該当する製品を日本から外国へ再輸出する場合には、EARの再輸出規制の対象となります。

	米国	日本	外国
米国原産品	米国内で製造・開発された技術・ソフトウェア 		 再輸出
組込品	米国外で製造・開発された米国原産貨物・ソフトウェアが組み込まれた製品※1 	 米国原産品を組み込み	 再輸出
外国直接製品	米国外で米国原産リスト規制該当技術・ソフトウェアによって直接生産された製品※2 	 米国原産技術・ソフトウェアによって直接生産	 再輸出

※1 組込品は、米国原産品の組込比率がデミニミス値と呼ばれる閾値（通常25%）を超える場合にEARの規制対象になります。

※2 外国直接製品は、一部の技術・ソフトウェアまたは一部の仕向地への輸出・再輸出のみが規制対象となります。

なぜEARは米国の法律なのに、日本企業が従わないといけないのか？

- 日本企業であっても、EARに違反すると米国の**刑事罰**や**行政制裁**の対象になります。
- 具体的には、**高額**の制裁金の支払いのほか、**Denied Persons List (DPL)** や**エンティティリスト** といった、いわゆる「ブラックリスト」に掲載され、米国企業との取引かどうかを問わず、EAR対象品目の取引が困難になる可能性があります。



B 当該品目に「規制品目項番(ECCN番号)」はあるか

ECCN番号

再輸出をする貨物・技術にECCN番号が割り当てられている場合にはEARに基づくリスト規制品目に該当します。

EARに基づくリスト規制品目は、**商務省規制リスト(CCL)**に規定され、品目ごとに5桁の**ECCN番号(Export Control Classification Number)**が割り当てられています^(※)。

ECCN番号の例(暗号用の装置)

5 A 0 0 2				
1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目
分類 (Categories)	グループ (Groups)	規制理由	独自規制の識別	通し番号
0~9	A~E	0, 1, 2, 3, 5, 6, 9	9または 9以外の数字	

※実務では、当該貨物等の輸入先の米国メーカーに当該のECCN番号を教えてください。

C 商務省規制リスト(CCL)で「カントリーチャート」を確認

カントリーチャート

再輸出をする貨物・技術がリスト規制品目に該当する場合、カントリーチャートで規制理由および仕向国ごとの許可の要否を確認する。

日本のリスト規制は一律に全地域を対象としていますが、米国では**規制理由および仕向国**ごとに許可の要否が決まっています。

「**カントリーチャート**」と呼ばれる表を確認し、規制理由と仕向地の国名の組み合わせに「×」が付いている場合には、BISへの許可申請が必要です。

カントリーチャートの例

Countries	Reason for Control															
	Chemical & Biological Weapons			Nuclear Nonproliferation		National Security		Missile Tech	Regional Stability		Firearms Convention	Crime Control			Anti-Terrorism	
	CB 1	CB 2	CB 3	NP 1	NP 2	NS 1	NS 2	MT 1	RS 1	RS 2	FC 1	CC 1	CC 2	CC 3	AT 1	AT 2
Iceland ³	X					X		X	X							
India ⁷	X			X		X		X	X							
Indonesia	X	X		X		X	X	X	X	X		X		X		
Iran ¹	See part 746 of the EAR to determine whether a license is required in order to export or reexport to this destination.															
Iraq ¹	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X	X			
Ireland ^{1,4}	X					X		X	X			X		X		

米国商務省産業安全保障局(BIS)ウェブサイトより

**D 「許可例外」が適用できるか****許可例外**

再輸出をする貨物・技術がリスト規制品目に該当する場合であっても、許可例外が適用できる場合には、許可申請は不要です。

EARには各種の許可例外（License Exceptions）があります。主な例は下記のとおりです。

例		
LVS (Shipment of Limited Value)	B国群 (旧自由主義国) を仕向地とした貨物の少額特例。	
GBS (Shipment to Country Group B Countries)	B国群 (旧自由主義国) を仕向地とした、国家安全保障理由のみで規制される貨物の輸出・再輸出に適用可。	
TSR (Technology and Software under Restriction)	B国群 (旧自由主義国) を仕向地とした国家安全保障理由のみで規制される技術とソフトウェアに適用可。	
TMP (Temporary, Imports, Exports, Reexports, and Transfers in country)	展示・デモ用、職業用の用具等の一時的な輸出・再輸出・国内移転に適用可。	

E 禁輸国、エンドユース・エンドユーザー規制等の適用はないか**一般禁止事項^(※)4~10**

EAR対象品目に一般禁止事項4~10のいずれかが適用される場合には、リスト外規制品目(EAR99)でも輸出が制限されます。

例えば、下記に該当する場合、リスト規制品目かどうかを問わず、輸出が制限されます。

※ 一般禁止事項（General Prohibition）とは、EARにおける輸出許可の要否を定めたルールです。

一般禁止事項4 DPL(Denied Persons List)掲載者とのEAR対象品目の取引禁止

DPL (Denied Persons List)	輸出権限をはく奪された個人および企業リスト。EAR対象品目の輸出・再輸出・国内移転に関する取引が原則禁止される。
---------------------------	--

一般禁止事項5 特定のエンドユース・エンドユーザー向け等の輸出・再輸出・国内移転の禁止

例		
EL (Entity List)	大量破壊兵器拡散の懸念がある顧客や米国の安全保障・外交政策上の利益に反する企業・機関等のリスト。	
UVL (Unverified List)	不正転売および大量破壊兵器拡散の懸念ある企業・機関等のリスト。	
MEU (Military End User List)	特定国向け軍事エンドユース・軍事エンドユーザー規制の観点から懸念のある団体のリスト。	

一般禁止事項6 禁輸国・特別規制国への輸出・再輸出の禁止

→ キューバ、イラク、北朝鮮、イラン、シリア等

各種制裁者リスト該当性のチェックにあたっては、米国商務省国際貿易局統合スクリーニングリスト（CSL）もご活用ください。ジェットロが日本語の利用ガイドを作成しています。





輸出許可申請

- ・EAR対象品目について、輸出許可が必要となった場合には、米国商務省産業安全保障局（BIS）への輸出許可（ライセンス）申請をすることとなります。

許可申請方法

・BISへの許可申請は、電子申請システム（SNAP-R）にて行います。

EAR違反に対する刑事罰・行政制裁

- ・EARの規定に違反した場合には、以下のような刑事罰・行政制裁の対象になり得ます。

	罰則の内容
刑事罰	違反一件につき、100万ドル以下の罰金もしくは20年以下の禁固またはその併科
行政制裁	違反一件につき、30万ドルまたは取引金額の2倍の額の大きい方の金額以下の民事制裁金
輸出資格はく奪 (Denied Persons List掲載)	違反者の資格をはく奪し、当該者による、または当該者へのEAR対象品目の輸出・再輸出・国内移転等を禁止または制限



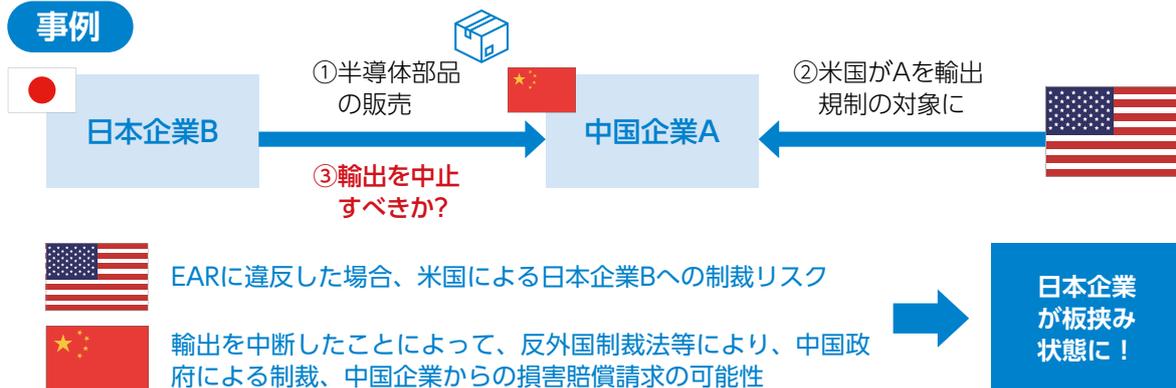
日本からEAR対象品目を(再)輸出する場合、米国当局の事前許可が必要になることがあります

コラム 中国の関連法制にも注意！

米国等で、半導体等の先端技術分野を中心に中国向けの輸出管理等の規制が強化される一方、中国では**反外国制裁法**、**信頼懸念エンティティリスト規定**、**外国法律及び措置の不当域外適用阻止規則**等の反制裁法の立法が進められています。

▶ 中国企業の利益を損なう「差別的な行為」等に対する制裁措置の実施の可能性

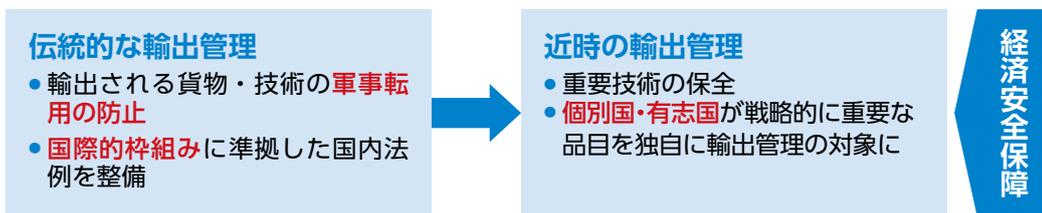
事例



▶ 日本企業は、日本の外為法や米国のEAR以外に、中国の反外国制裁法等についても、執行状況を随時把握する等、留意する必要があります。

コラム 輸出管理と経済安全保障

輸出管理は、もともと、武器や軍事転用可能な貨物や技術の輸出を管理するための施策・手段でしたが、近時、重要技術の流出防止を通じて、**自国の技術的優位性や不可欠性を維持・確保**するという「**経済安全保障**」のためのツールとして注目されています。



「**経済安全保障**」とは、日本の国家安全保障戦略（令和4年）において、国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること等と定義されますが、こうした**経済安全保障**を実現するための施策のひとつとして、輸出管理の強化が掲げられています。

（参考）「国家安全保障戦略」（令和4年12月閣議決定）27頁

技術育成・保全等の観点から、先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援強化・体制整備、投資審査や**輸出管理の更なる強化**、強制技術移転への対応強化、研究インテグリティの一層の推進、人材流出対策等について具体的な検討を進める。

- 輸出管理に関する更に詳しい情報につきましては、CISTEC（安全保障貿易情報センター）のウェブサイトもあわせてご覧ください。該非判定でお困りの方への支援サービス（有料）もごさいます。

CISTEC

(<https://www.cistec.or.jp/index.html>)



該非判定支援サービス

(<https://www.cistec.or.jp/service/gaihishien/index.html>)



- また、リスト規制・キャッチオール規制における申請手続き等の質問に関しては、経済産業省安全保障貿易審査課へお問い合わせいただくことも可能です。

※経済産業省では該非判定の確認は行っておりません。

電話：03-3501-2801

メール：bzl-qqfcbf@meti.go.jp（リスト規制に関する相談）

bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp（キャッチオール規制に関する相談）

- 安全保障貿易管理制度の概要や、一般的な法令解釈の質問に関しては、経済産業省安全保障貿易管理課へお問い合わせいただくことも可能です。

電話：03-3501-2800

メール：bzl-qqfcbh@meti.go.jp

- ジェトロのウェブサイトでは、特設ページ「新たな局面を迎える安全保障貿易管理」、米中両国の輸出管理等、経済安全保障の最新ニュース、専門家による政策解説、等を掲載しております。



- また、ジェトロでは、輸出管理等経済安全保障に関して以下の相談窓口を設けていますので、お気軽にお問い合わせください。

経済安全保障・ビジネスと人権に関する貿易投資相談窓口
海外ビジネスサポートセンター貿易投資相談課内
Tel：03-3582-5651



※本ガイドは法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

早わかりガイド「安全保障貿易管理」

作成 日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
調査部調査企画課 企画部企画課
Tel. 03-3582-5544 Tel. 03-3582-5539
作成委託先 森・濱田松本法律事務所
作成協力 安全保障貿易情報センター（CISTEC）

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
また、本資料の無断での転載・複製を禁じます。